

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

## 緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

このたび、令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、福岡県は対象地域外となっております。

しかしながら、国土交通省より、感染拡大防止措置は必要であることから、引き続き、マスクの着用や手洗い・うがいなどの感染予防を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切な対応をとるよう事務連絡がきておりますのでお知らせいたします。

また、同日、変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」が作成されておりますので、併せてお知らせいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等の方々に周知いただきますようお願いいたします。

### 【別 添】

『緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について』（令和2年5月15日  
国土交通省）

#### 【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課  
TEL 092-711-4844